

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	林 芳正（自民）	岡田 広（自民）	江崎 孝（立憲）
幹事	石井 準一（自民）	片山 さつき（自民）	小西 洋之（立憲）
幹事	石井 正弘（自民）	古賀 友一郎（自民）	杉尾 秀哉（立憲）
幹事	西田 昌司（自民）	上月 良祐（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹事	藤末 健三（自民）	佐藤 正久（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	那谷屋 正義（立憲）	中川 雅治（自民）	平木 大作（公明）
幹事	白 眞勲（立憲）	中曽根 弘文（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	古川 俊治（自民）	安江 伸夫（公明）
幹事	松沢 成文（維新）	堀井 巖（自民）	浅田 均（維新）
幹事	矢田 わか子（民主）	舞立 昇治（自民）	東 徹（維新）
幹事	山添 拓（共産）	山下 雄平（自民）	足立 信也（民主）
	赤池 誠章（自民）	山田 宏（自民）	浜野 喜史（民主）
	有村 治子（自民）	山谷 えり子（自民）	吉良 よし子（共産）
	磯崎 仁彦（自民）	石川 大我（立憲）	山下 芳生（共産）
	衛藤 晟一（自民）	打越 さく良（立憲）	渡辺 喜美（みん）

（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔審査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査、**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案**（以下「憲法改正手続法改正案」という。）の審査を行い、これを可決した。

また、本審査会付託の請願5種類42件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

4月28日、憲法に対する考え方について

委員相互間において意見の交換が行われ、憲法改正手続法改正案の今後の議論の在り方、平成26年附帯決議に基づく徹底的な審議の必要性、緊急集会等の参議院の権能と投票価値の平等との関係、新型コロナウイルス感染拡大に対応するための憲法上の課題、憲法改正国民投票に係る広告規制の在り方、改憲に係る国民世論と憲法審査会の運営、技術革新による自由社会の憲法体制の危機、日本国憲法の制定経緯等の歴史的事実の意義、憲法の価値の実現、オンライン審議の可否、コロナ禍における憲法の議論の意義、憲法改正に係る具体的議論の必要性、非常時における民主的プロセスの強化、デジタル社会に対応した人権、道州制を念頭に置いた統治機構改革、憲法の理念を実現する政治、緊急事態条項の創設、同性

婚の法制化、外国人の人権の明文化、自民党憲法改正4項目案と平成24年憲法改正草案との関係等について、見解が述べられた。

5月19日、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について委員相互間において意見の交換が行われ、社会の変化等を踏まえ現行憲法について議論する必要性、集団的自衛権の一部行使容認に係る憲法解釈変更の不当性、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義の三原理の堅持、憲法審査会における小委員会制度の活用、憲法改正手続法改正案の衆議院での修正部分を議論する必要性、平成19年及び同26年の附帯決議項目を議論する必要性、憲法改正国民投票制度における規制の在り方、災害緊急事態に係る議論の必要性、憲法改正手続法改正案の衆議院での修正の趣旨、人間の安全保障の観点からの恒久平和主義の検討、現行憲法の成立過程と内容の関連性、緊急事態条項に係る議論の不当性、憲法改正手続法に係る最低投票率等の議論の必要性、憲法改正手続法改正案の成立後に早急に憲法本体の議論を進める必要性、現行憲法の解釈運用等の限界、憲法改正手続法改正案の問題点、緊急事態において国民を守る国家体制の在り方、憲法を生かした政治・立法、感染症対策を念頭に置いた私権制限、憲法制定権者である国民が広く参加できる国民投票の環境整備、自衛隊の憲法第9条への明記、合区問題と憲法改正の必要性、憲法改正国民投票における繰延投票の問題点等について、見解が述べられた。

6月2日、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について委員相互間において意見の交換が行われ、パンデミックの状況における現行憲法での私権

制約の許容範囲、憲法改正手続法に係る広告規制等の問題点と議論の必要性、憲法改正手続法改正案附則第4条の解釈、同条の意義を明確にするための修正の必要性、学校教育における憲法教育等の充実、改憲の主張と国民世論、憲法改正の議論と党議拘束、コロナ禍の中で憲法を生かす必要性、自衛隊の憲法への明記、個人と公共・公益とのバランス、公平公正な投票環境を作るための議論の継続、憲法に根ざした政治の必要性、憲法上の緊急事態条項の必要性、憲法改正国民投票における郵便投票の対象拡大等について、見解が述べられた。

〔法律案の審査〕

5月19日、憲法改正手続法改正案について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した。同法案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外投票人名簿への登録に係る規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることのできる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるものである。また、本法律案に対して衆議院において行われた、法施行後3年を目途に投票環境の整備及び国民投票の公平公正の確保に係る事項に検討を加え必要な法制上の措置等を講ずるものとする旨の修正について、修正案提出者衆議院議員奥野総一郎君から説明を聴取した。

5月26日、憲法改正手続法改正案について、投票環境に関し国政選挙と国民投票に差を設けないことの妥当性、修正後の附則の意味内容、DV・ストーカー被

害者に係る投票人名簿抄本の閲覧許可の運用方針、附則第4条による措置が講ぜられるまでの間における憲法改正原案の審議と改正の発議の可否、国民投票運動における広告規制等の具体的な在り方、最低投票率制度等について検討が加えられていない理由、憲法改正国民投票に係るインターネット投票の解禁に関するこれまでの議論等についての質疑を行った。

6月2日、参考人近畿大学法学部教授上田健介君から、憲法に関する議論の在り方として、憲法改正原案の発議前の段階における議論の重要性、実質的意味の憲法に着目することの必要性を指摘する見解等が述べられた。次に名古屋学院大学経済学部教授飯島滋明君から、「繰延投票の告示期間の短縮」及び「期日前投票の弾力的運用」は投票環境を悪化させる可能性があるとの見解等が述べられた。次に大東文化大学法学部政治学科教授浅野善治君から、憲法の実質的内容の審査と関連法案の審査を同一の審査会で行うのであれば、小委員会、分科会のような形で明確に分けて進めることが望ましいとの見解等が述べられた。次に弁護士福田護君から、憲法改正の正統性根拠としての多数国民の賛成を制度的に保障するため、最低投票率制度の導入が求められ

るとの見解等が述べられた。これらを踏まえて、各参考人に対し、質疑を行った。

6月9日、憲法改正手続法改正案について、広告規制等・期日前投票の投票時間の弾力的設定・繰延投票の期日の告示の期限の見直しに係る参考人の意見陳述に対する認識、国会法第102条の6及び国会議員の憲法尊重擁護義務に基づき集团的自衛権行使の容認等の憲法問題について調査を行う必要性、国政選挙における在外選挙人登録や在外投票が進んでいない理由、附則第4条により憲法本体の議論と憲法改正原案の発議が法律上妨げられるか否か、憲法改正国民投票に18歳未満の子供を同伴することにより投票干渉罪などの不正行為が起こりうる懸念と対応策、参議院議員通常選挙における投票所数・閉鎖時刻を繰り上げた投票所数の推移とその理由、国会議員を全国民の代表と定める憲法第43条と党議拘束の関係性等についての質疑を行った。

質疑終局後、日本維新の会から、附則第4条の検討期間内において憲法改正原案の審議や改正の発議を妨げないことを明確にする旨の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 審査会経過

○令和3年4月28日(水) (第1回)

- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和3年5月19日(水) (第2回)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第196回国会衆第42号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員奥野総一

郎君から説明を聴いた。

- 日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見の交換を行った。

○令和3年5月26日(水) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第196回国会衆第42号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一

郎君、同船田元君、同中谷元君、同北側一雄君、同馬場伸幸君、同井上一徳君、修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、同奥野総一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

磯崎仁彦君（自民）、那谷屋正義君（立憲）、西田実仁君（公明）、松沢成文君（維新）、矢田わか子君（民主）、山添拓君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○令和3年6月2日(水)（第4回）

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号）（衆議院提出）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

近畿大学法学部教授 上田健介君
名古屋学院大学経済学部教授 飯島滋明君
大東文化大学法学部政治学科教授 浅野善治君
弁護士 福田護君

[質疑者]

古川俊治君（自民）、江崎孝君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、浅田均君（維新）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）、渡辺喜美君（みん）

- 日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見の交換を行った。

○令和3年6月9日(水)（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中谷元君、同北側一雄君、同逢沢一郎君、同船田元君、同井上一徳君、同馬場伸幸君、修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、同奥野総一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石井正弘君（自民）、小西洋之君（立憲）、平木大作君（公明）、松沢成文君（維新）、舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、渡辺喜美君（みん）

（第196回国会衆第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、みん

反対会派 共産

○令和3年6月16日(水)（第6回）

- 請願第58号外41件を審査した。